

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画

江戸川五丁目付近地区地区計画

2 理由

本地区は、古川親水公園や新川などの景観資源に恵まれた落ち着いたある住環境を有している地区である。一方、耕地整理以降、基盤整備が行われないうまま宅地化されたため、狭小宅地が散見され、道路も狭あいであるなど防災上の課題がある。

「江戸川区都市計画マスタープラン（平成31年3月改定）」において、低・中層住宅地に位置付けされており、補助線街路第289号線の整備促進を図るとともに、地区計画により、災害時の避難・救助活動を支える区画道路や公園・広場の整備を図ることとしている。

本地区は、都市計画道路補助線街路第289号線の整備に伴い、周辺の土地利用が大きく変化することが想定されることから、災害時の避難・救助活動の要となる区画道路網と公園・緑地の基盤を整え、安全・安心で住みよいまちの形成を目指すとともに、景観資源の保存と沿道緑化の促進を行い、落ち着いたある緑豊かな住環境の創出を図るため、平成26年に地区計画決定された。

今回、補助線街路第289号線の整備に伴う既存道路の線形が変わることから区画道路の区域を変更するとともに、既存道路等の精査による地区施設の変更及び公園を追加する都市計画変更である。